

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和6年 4月 1日 現在 >

1 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所しらさぎ
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区真福寺 1465
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1170700460)
サービスを提供する地域	さいたま市 (岩槻区、見沼区、緑区)・春日部市・越谷市
管理者	山本 恵

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		サービス管理全般	1名
介護支援専門員 その他	5名		サービス計画の 立案・管理等	5名
事務職員	1名	4名	一般事務・料金請求等	5名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日	8時30分～17時30分
祝日	8時30分～17時30分

*年末年始12月30日～1月3日は休業。

(4) 連絡体制

- ・電話等により24時間常時連絡・相談が可能です。(連絡先 048-797-4348)

2 事業の目的と運営方針

- ・事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対して適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- ・事業の実施にあたっては利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助します。
- ・事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

- ・支援困難ケースが紹介された場合はサービス提供に努めます。
- ・介護支援専門員実務研修等に協力又は協力体制を確保します。

3 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

要介護認定等を受けられた方は、介護保険制度から利用料金の全額を給付されるので自己負担はありません。

居宅介護支援費（1月当たり）

区分	介護度	料金	備考
居宅介護支援費（Ⅰ） （i）	要介護1・要介護2	12,000円	担当件数 45未満
	要介護3・要介護4・要介護5	15,591円	
居宅介護支援費（Ⅰ） （ii）	要介護1・要介護2	6,011円	担当件数 45以上60未満の部分
	要介護3・要介護4・要介護5	7,779円	
居宅介護支援費（Ⅰ） （iii）	要介護1・要介護2	3,602円	担当件数 60以上の部分
	要介護3・要介護4・要介護5	4,663円	
ケアプランデータ連携、情報通信機器の活用や事務員の配置により			
居宅介護支援費（Ⅱ） （i）	要介護1・要介護2	12,000円	担当件数 50未満
	要介護3・要介護4・要介護5	15,591円	
居宅介護支援費（Ⅱ） （ii）	要介護1・要介護2	5,823円	担当件数 50以上60未満の部分
	要介護3・要介護4・要介護5	7,547円	
居宅介護支援費（Ⅱ） （iii）	要介護1・要介護2	3,491円	担当件数 60以上の部分
	要介護3・要介護4・要介護5	4,530円	

加算（1月当たり）

初回加算	3,315円
特定事業所加算（Ⅰ）	5,734円
特定事業所加算（Ⅱ）	4,652円
特定事業所加算（Ⅲ）	3,569円
特定事業所加算（A）	1,259円
特定事業所医療連携加算	1,381円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,762円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,210円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,972円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,630円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,630円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,287円
退院・退所加算（Ⅲ）	9,945円
通院時情報連携加算	552円
緊急時等居宅カンファレンス加算（1月に2回を限度に）	2,210円
ターミナルケアマネジメント加算	4,420円

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じての金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

- ・通常の事業の実施地域を越えて、片道おおむね10キロ未満 200円
- ・通常の事業の実施地域を越えて、片道おおむね10キロ以上 400円

(3) 解約料

利用者のご都合により解約したい場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護1、2	12,000円
	要介護3、4、5	15,591円
保険者(市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません	

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、当月分の請求を翌月20日までに致しますので、翌月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、支払いが生じた際に、双方の話し合いによって決めます。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) 主なサービスの内容

- ①居宅サービス計画の作成(変更)
- ②月に1回以上利用者の居宅を訪問し状況を把握する(経過観察、再評価)
- ③サービス担当者会議の開催。その他、事業所との連絡調整等
- ④介護保険給付管理業務
- ⑤各種申請の代行
- ⑥施設等入所支援

(3) サービスの終了

①利用者のご都合で解約の場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。契約解除通知書を提出してください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書等で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③利用者やその家族等が、事業所に対して下記の背信行為を行った場合、契約書第12条第3項に基づき契約を終了とする。

(i) 事業者や職員に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反、または著しく介護サービスを利用する上でのルールを逸脱する行為(別紙1)を行ったとき。

(ii) 利用者、またはその家族等が事業者や職員、或いは他の利用者、その他関係者の身体財産、もしくは信用を傷つける恐れがあるとき。

(iii) その他、事業所がサービス提供し難いと判断した場合。

④自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所した日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

⑤その他

- ・利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、契約を終了させていただく場合がございます。

(4) 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- ・利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求める事ができます。
- ・病院等に入院しなければならない場合には退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

5 事故発生時の対応

- ・介護支援専門員が訪問時に体調不良等の状態を認めた場合には必要に応じて医療機関への連絡、搬送の措置を講じ、家族や関係各機関への連絡を速やかに行います。

- ・事業者はサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。
- ・事業者は自己の責任に帰すべき理由がないかぎり、損害賠償責任を免れます。

6 高齢者虐待防止について

- ・事業者は虐待行為または、虐待行為に発展しそうな状況を確認した場合は、地域包括支援センター等の相談窓口連絡する措置を講じます。

7 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口

(1) 担当者等

- ・苦情解決責任者 山本 恵
- ・苦情受付担当者 小峯 広行 電話番号 048-797-4348
- ・第三者委員 利根川 仁 電話番号 048-756-0762
- 滝沢 寧和 電話番号 048-522-1854

(受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日)

(2) 市町村

さいたま市にお住まいの方

- ・さいたま市介護保険課 電話番号 048-829-1264
- ・さいたま市岩槻区高齢介護課 電話番号 048-790-0169

春日部市にお住まいの方

- ・春日部市介護保険課 電話番号 048-736-1111 (代表)

越谷市にお住まいの方

- ・越谷市介護保険課 電話番号 048-963-9305

(3) 国民健康保険団体連合会

- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048-824-2568

8 その他運営に関する重要事項

(1) 事業所は従業員の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年1回以上

(2) 従業員は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業員であった者に職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(4) その他、運営に必要な事項は社会福祉法人城南会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりである。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、下記利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区真福寺 1465

名 称 社会福祉法人 城南会

理事長 大澤 孝至

説明者 所属 居宅介護支援事業所しらさぎ

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____

身元保証人及び家族代表

住所 _____

氏名 _____ 関係： _____

署名代筆者 (身元保証人及び家族代表と同様であれば記不要)

氏名 _____ 関係： _____